

令和2年11月10日

会 員 各 位

郡山商工会議所青年部  
会 長 嶋原 和義

### 新型コロナウイルス感染症への対応方針（第3版）

郡山YEGでは、本年4月6日に「新型コロナウイルス感染症への対策方針」を制定し、取り組みを実施しているところですが、5月25日に政府が全国における緊急事態宣言を解除したことに伴い、6月24日付けで対応方針の改正をしております。

今般、11月6日に日本商工会議所より「青年部事業に起因する青年部会員等の新型コロナウイルスの集団感染事例ならびに新型コロナウイルス感染症対策のさらなる徹底のお願い(注意喚起)」が発出されたことに対応し、さらに対応方針の改定をするものです。

これまで、感染防止ステッカーを配布する「貼ってSMILEプロジェクト」を実施する等、郡山YEGの事業として新型コロナウイルスに関する啓発活動に努めておりますので、会員各位におかれましても、引き続き、感染防止に向けた取り組みを強化していただきますよう、ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

#### 1. 事業の開催について

例会や事業の開催に当たっては、郡山市の「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等のイベント開催等及び市占有施設の開館に関する指針（5月29日）」を参考に、以下の適切な感染防止策を講じた上で実施可能とする。

- ・ 人と人との間隔を2m程度確保する。
- ・ 会場面積を一人当たり4㎡以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保する。
- ・ 定期的に換気を行うこと。（屋内の場合）
- ・ 多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、または接近した距離での会話等が原則想定されないこと。（屋内の場合）
- ・ 例会や事業の開催に伴う懇親会の実施については、感染状況等を踏まえて、適宜検討する。

#### 2. 委員会や理事会等の諸会議について

諸会議開催にあたっては、次の事項を徹底するとともに、(1)及び(2)については開催通知等に明記すること。

##### (1) 健康状態確認の徹底

発熱等の風邪の症状がある場合は、諸会議に出席しないよう徹底する。また、参加者全員が検温を実施し、体温が37.5度以下であることを確認するとともに、結果を委員会報告書等の書面に記載する。

(2) マスクの着用

出席者の人数にかかわらず、諸会議中はマスクを着用する。

(3) 手指消毒液の配置

会場には手指消毒液を置き、諸会議の開始、終了時に手指の消毒をする。

(4) 換気の徹底

諸会議中は、窓を開け、外気を取り入れる。

(5) 席のレイアウトの工夫

委員同士が接近しないようなレイアウトにする。また、対面になる場合は、できる限り間隔をあける。

(6) 時間の短縮

効率よく諸会議を進行するため、事前に資料を配信するなど、長い時間、会議室にとどまらないようにする。

(7) 懇親会に関する考え方

懇親会を実施する場合は、

- ① 10名以内、90分以内とすること。
- ② 多人数での会食は感染の可能性が高まることを認識し、各参加者が上記(1)から(6)の各事項等に留意しながら、生活衛生関係の業界団体が確認したうえで発行するポスターやステッカー、飲食業界が策定している感染防止ガイドラインなどに対する自己適合宣言マーク等の表示を行っているなど、感染防止策がとられている店舗にて行う。
- ③ 後日の確認のため、参加者を把握しておく。

3. その他

息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、受診・相談センター(0120-567-747)に速やかに相談すること。

4. 方針の適用期間と改定

この方針は令和2年11月10日から適用するものとし、感染の状況により内容を適時改定していく。

適用開始日 令和2年4月6日

改定日 令和2年6月24日

最終改定日 令和2年11月10日